

各位

平成26年3月発行の[平成23年版]愛知県建築基準法関係例規集（第7版2刷）の脱字（68ページ【解説】部分）について公表させていただきます。

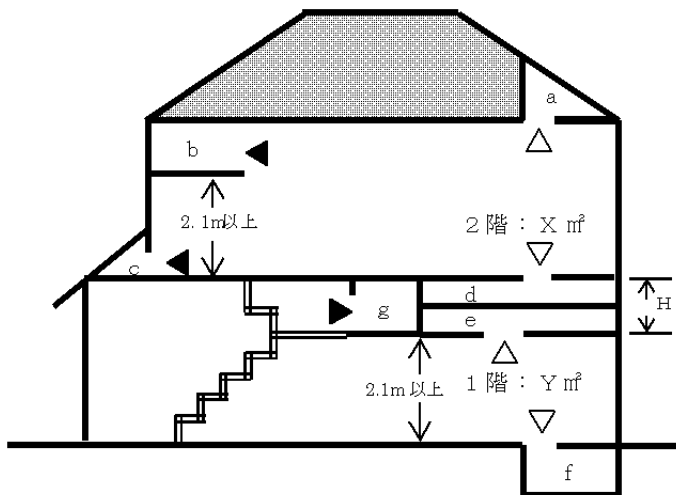
平成26年4月 公益社団法人 愛知県建築士事務所協会

基準 総則

面積、高さ及び階数の算定（小屋裏物置2）

法第92条、令第2条第1項第三号、第八号

(2) 存する部分の床面積2分の1の取扱いは以下のとおりとする。[つづき]



- a: 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b: 2階ロフト（物置限定）の水平投影面積
（直下の天井高さが2.1m以上であること）
- c: 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d: 2階床下物置の水平投影面積
- e: 1階天井裏物置の水平投影面積
- f: 1階床下物置の水平投影面積
- g: 階段から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積

H: 1.4m以下（内法高さの合計）

▲: 横利用

△: 上下利用

X: 2階の床面積

Y: 1階の床面積

$$a + b + c + d < X / 2$$

$$e + f + g < Y / 2$$

$$c + d + e + g < X / 2 \text{ かつ } Y / 2$$

の条件が満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として扱わない。

【解説】

- ・小屋裏物置等とは、小屋裏や床下等の余剰空間を利用するものであり、用途については収納に限定される。
- ・小屋裏物置等は、主たる空間でない余剰空間を利用するものであり、意図的に天井を下げた形態はこれに該当しないため当該部分の直下の天井高さは2.1m以上必要となる。
- ・階段等から利用する小屋裏物置等について、当該部分を収納として利用する場合は、階として取り扱わず当該部分の下の階に属するものとする。例えば、1階から2階の間の階段等から小屋裏物置等（前図のg部分）を設ける場合は、当該部分は階として算定せずに1階に属するものとするため、全体としてこの建築物の階数は2となる。ただし、この小屋裏物置等は階の中間に設ける小屋裏物置等として取り扱うこととなるため、当該部分を階として扱わないようにするためには、その他の小屋裏物置等を含めた水平投影面積の合計を、その接する上下それぞれの階の床面積の1/2未満とする必要がある。
- ・なお、構造や階高など、計画によっては余剰空間と言えない計画もあるので注意が必要である。
- ・物置を設置するために屋根の一部を高くすることや小屋裏の物置が別室あるいは屋上への通路となる場合には、小屋裏物置等と取り扱わない。

[つづく]